トレーラーハウス宿泊施設　ご利用規約・宿泊約款

第１条（適用範囲）
　本規約は、当施設が提供するトレーラーハウス宿泊サービス（以下「本サービス」といいます）の利用に関し、当施設と利用者との間に適用されます。利用者は本規約に同意のうえ、本サービスを利用するものとします。
　なお、本サービスは旅館業法または住宅宿泊事業法その他関係法令に基づき提供されるものであり、利用者は関係法令・条例を遵守するものとします。

第２条（予約および契約の成立）
１　利用希望者が当施設の定める方法により予約を申し込み、当施設がこれを承諾した時点で宿泊契約が成立します。
２　当施設は、予約時に利用料金の全部または一部の支払いを求める場合があります。

第３条（利用料金）
１　利用料金は、当施設が別途定める料金表に従います。
２　利用者は、チェックイン時または当施設の定める期日までに利用料金を支払うものとします。

第４条（チェックイン・チェックアウト）
１　チェックインおよびチェックアウトの時間は、当施設の定める時間とします。
２　利用者がチェックアウト時間を超えて滞在した場合、当施設は追加料金を請求できるものとします。なお、次の利用者への支障が生じた場合には、追加料金に加えて当該損害の賠償を請求できるものとします。

第５条（キャンセルポリシー）
１　利用者が宿泊予約をキャンセルする場合は、当施設の定める方法により速やかに申し出るものとします。
２　キャンセル料は以下のとおりとします（特別条件がある場合は予約時に提示します）。
　　宿泊日の７日前まで：無料
　　宿泊日の６日前～２日前：宿泊料金の５０％
　　宿泊前日・当日または無断不泊：宿泊料金の１００％
３　天災地変・交通機関の事故・運休その他やむを得ない事情によるキャンセルについては、この限りではありません。

第６条（禁止事項）
　利用者は、以下の行為をしてはなりません。
１　トレーラーハウスや備品を破損、汚損、紛失する行為
２　火気や危険物の持ち込み
３　宿泊契約時に申告した人数を超えての利用
４　ペットの持ち込み（当施設が特に許可する場合を除く）
５　当施設における営業行為その他宿泊目的外の利用

6　他の利用者の迷惑になる騒音･喧騒行為
7　夜間における宿泊トレーラーハウス以外（ウッドデッキ等共用スペースを含む）での滞在
8　当施設従業員、他の利用者または近隣住民に対する、暴力、暴言、誹謗中傷その他著しく粗野または乱暴な言動
9　法令・条例に違反する行為

第７条（備品・施設の利用）
1　利用者は、施設内の設備・備品を、善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。
2　利用者の故意または過失により設備・備品が破損・紛失・汚損した場合、当施設は原状回復費用を請求できるものとします。

第８条（損害賠償および保険）
1　利用者の行為により当施設または第三者に損害が発生した場合、利用者はその一切の損害を賠償する責任を負います。
2　当施設は火災・事故等に備えて損害保険に加入していますが、保険の適用範囲を超える損害については利用者の負担となります。
3　利用者が規定のチェックアウト時間を守らず、次の利用者への宿泊提供に支障を生じさせた場合、当施設は逸失利益相当額を含む損害賠償を請求できるものとします。

第９条（免責事項）
1　天災地変、交通機関の事故・運休、停電・断水、疫病その他当施設の責めによらない事由により宿泊サービスの提供が困難となった場合、当施設はその責任を負いません。
2　利用者の貴重品や持参品の盗難・紛失について、当施設は責任を負いません。

第１０条（未成年者・団体利用）
1　未成年者のみでの利用は、親権者の同意書が必要です。
2　学生団体・未成年者を含む団体利用については、引率者を必ず同伴するものとします。
3　引率者は、団体構成員の行為について監督し、団体構成員の行為により当施設または第三者に損害が発生した場合、その一切の損害を賠償する責任を負います。

第１１条（反社会的勢力排除条項）
当施設及び利用者は、互いに、次の各号の事項を確約します。
1　自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずるもの又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
2　自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
3　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。

４　本サービスの予約申し込み、契約の成立、利用及び利用代金全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、本サービスに関して次の行為をしないこと。

ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第１２条（契約の解除）

１　利用者が本規約に違反した場合、当施設は直ちに宿泊契約を解除し、利用をお断りできるものとします。

２　この場合、利用者は、直ちに退居し、本施設を明け渡すものとします。

３　この場合、既に支払われた料金の返金は行わず、さらに当施設に損害が生じた場合は利用者に賠償を請求できるものとします。

第１３条（準拠法および管轄）

本規約の解釈および適用については日本法を準拠法とし、本規約に関して紛争が生じた場合には、当施設所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。